

第 14 号

令和3年度熊本県電気事業会計補正予算（第2号）

（総 則）

第1条 令和3年度熊本県電気事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 令和3年度熊本県電気事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
	収 入		
第1款 事業収益	1,590,731千円	718千円	1,591,449千円
第2項 営業外収益	109,246千円	718千円	109,964千円
	支 出		
第1款 事業費	1,822,353千円	19,009千円	1,841,362千円
第1項 営業費用	1,768,464千円	19,009千円	1,787,473千円

（資本的収入及び支出）

第3条 予算第4条本文括弧書中「768,206千円」を「744,262千円」に、「301,832千円」を「273,889千円」に、「166,374千円」を「170,373千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
	収 入		
第1款 資本的収入	3,308,554千円	△249,000千円	3,059,554千円
第2項 企業債	3,023,000千円	△249,000千円	2,774,000千円
	支 出		
第1款 資本的支出	4,076,760千円	△272,944千円	3,803,816千円
第1項 建設改良費	3,290,157千円	△307,371千円	2,982,786千円
第2項 企業債償還金	171,049千円	34,427千円	205,476千円

（企業債）

第4条 予算第7条に定めた起債の限度額「3,023,000千円」を「2,774,000千円」に改める。

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第5条 予算第10条に定めた経費の金額を次のように改める。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
(1) 職員給与費	503,742千円	13,519千円	517,261千円

(債務負担行為)

第6条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
企業局所有施設等管理業務	令和4年度	千円 4,990
情報処理関連業務	令和4年度	1,149
事務機器等賃借	令和4年度	1,990

令和4年2月18日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫